

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団 伝統行事・芸能功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の伝統行事・芸能の保存と活用のあった者の功績をたたえ、よって伝統行事・芸能の保護思想の普及、高揚に資するため、京都市とともに表彰することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「伝統行事・芸能」とは、京都市文化観光資源保護財団が保護対象としている伝統行事・芸能並びに国又は京都市が指定登録した市内の無形民俗文化財とする。ただし、四五行事は除く。

(被表彰者)

第3条 被表彰者は、伝統行事・芸能の保存団体において、その保護に携わる者のうち、次の各号の一に該当する個人とする。

- (1) 多年（原則として10年以上、年齢45歳以上）にわたり次の功績のあったもの。
 - 1) 伝統行事、芸能の保存執行に関し、技術を修得し、後継者の指導、育成に貢献しその功績顕著な者。
 - 2) 伝統行事、芸能の公開などの活用につとめ、保護思想の普及に貢献し、その功績顕著な者。
 - 3) 伝統行事、芸能に必要な衣装、道具類などの制作、修理に関し、その功績顕著な者。
- (2) 前号に定められるもののほか、特に伝統行事、芸能の保存と活用に貢献し、その功績顕著な者。

(被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者を推薦しようとする保存団体は、別紙様式による推薦書を理事長に提出するものとする。

(被表彰者の選考)

第5条 保存団体から推薦を受け、学識経験者の意見を聞いて理事長が選考する。

(被表彰者の内申)

第6条 理事長は、市長に対し推薦書を付して、被表彰者を内申する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、京都市長、理事長の連名で表彰状を授与し、あわせて記念品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、原則として毎年一回、理事長が適当と認める時期に行うものとする。

(施行に関する規定)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則 昭和52年2月1日一部改正

(施行期日)

この要綱は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則 平成7年12月25日一部改正

(施行期日)

この要綱は、平成7年12月25日から施行する。